

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第3回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成15年10月10日（金） 14:00～16:00

会 場：浜益村役場3階 浜益村議会議場

第3回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議録

開催日時：平成15年10月10日(金) 14:00~16:00

開催場所：浜益村役場3階 議会議場

【出席委員】(敬称略)

委員長 熊倉 正博

副委員長 阿部 政二 佐々木 友治

委員 高田 静夫 成田 一夫 羽立 福光 酒井 敏一
伊藤 一治 後藤 崇

【欠席委員】(敬称略)

村重 節子 坪田 清美 佐藤 克廣 田中 宣律

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 中村 裕一

【規程第6条第3項の者】 5名

議会事務局職員 2名 農業委員会事務局職員 3名

【傍聴者数】 2名

議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	編入方式における選択肢について.....	3 頁
	議会議員の定数及び任期.....	3 頁
	農業委員会委員の定数及び任期.....	11 頁
3	その他.....	16 頁
	第 4 回会議の開催日時等について.....	16 頁
4	閉会.....	16 頁

1 開 会

熊倉委員長：ただ今から会議を開催をさせていただきます。委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。先日、石狩市において第4回合併協議会が開催され、住民の皆様の関心の高い住民サービスの関係の案件が協議されました。委員の皆様には活発なご意見をいただき、大変ご苦労様でございました。当小委員会は、住民サービスとはおもむきが多少違いますが、住民の声を新石狩市に反映させる議員の定数及び任期を協議し、協議会本体に提案する大切な委員会でございます。今回で3回目でございますので委員の皆様方の忌憚のないご発言を求めたいと思います。小委員会としての案を作り上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくご協力の程お願いしたいと思います。座らせていただきます。

ただ今の出席者は9名で定足数に達しております。ただ今から議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開催いたします。

本日の日程は配付の会議次第のとおりでございます。

2 協議事項

編入方式における選択肢について

議会議員の定数及び任期

協議事項に入らせていただきます。お手元に前回協議をいただきました3パターンが要約されている資料を配布しております。参考に願います。特に本日は事務局より説明をさせませんのでよろしくお願いたします。本日の協議は前回の小委員会で各市村に持ち帰って検討することにした本則パターン1-4、定数特例のパターン2、或いは在任特例のパターン3の3つのパターンにつきまして、各委員のお考えをお示しいただき、それから考えを聞いたうえで議論を深めたいと考えております。このように執り進めてよろしいか、お伺いたします。

そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

異議なしでございますので、それでは議会議員の定数及び任期についてのご意見を伺いたしたいと思います。挙手をお願いします。はい、羽立委員。

羽立委員：この件につきましては、前は各市村に持ち帰り、協議してからということでしたが、私も地元の合併特別委員会の委員長を仰せつかっておりまして、9月の議会の後でこの特別委員会を開催いたしました。そして議員の意見を伺いましたところ、一応、地方制度調査会の意向が11月の中旬に出るようなので、それまで待たうかどうかという意見も出ました。どうしても決めなければならないようであれば、パターン5で決めろという特別委員会の委員の発言でございました。以上でございます。

熊倉委員長：はい、ありがとうございました。本日は各委員にお尋ねいたしたいと思います。挙手をして意見を申し上げる方、いらっしゃいませんか。はい、阿部委員。

阿部委員：一応、型にはまったようなことではなく、ざっくりばらんに申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。厚田村としては、特に持ち帰って全体で協議するというものは正式にはやっておりますけれども、いずれにいたしましても、仮に合併したということになった時に、やはり、村として、前回の小委員会では議員が全く居なくなるということに関しましては、ほとんど選択の余地がないというお話でしたけれども、私の考えなのですが、厚田村も平成14年から平成23年までの10年間、長期計画を一応持っております。そういったものを今度また引きず

っていくということになった時に、仮に1人の議員で、果してそれを背負っていけるのかどうか。やはり最初の部分だけは、前回の選挙で選任された定員12人が、1つの土俵に上がって責任を持つという考え方が良いのではないかと思いますので、結果から申し上げますと、私はパターン3が良いのではないかと思います。この間いただいた資料の中にいろいろなメリット、デメリットがあるとは思いますが、やはり合併して、まだ成熟していない段階では各3市村の議員さんが全員で話し合いを持って方向性を決めていくと。1人や2人の代表選手では荷が重いと考えております。

熊倉委員長：はい、またその他いろいろとご意見がございましたら、お願いいたしたいと思えます。一応、阿部委員の意見はパターン3ということで、前回、変わったパターンのご発言がございましたので、以後どのような考え方がございますか、後藤委員にお願いいたしたいと思えます。後藤委員。

後藤委員：後藤です。先に、私はパターン1-4にしたらどうかということで提言したのですが、現在も意見は変わっておりません。ということは、パターン1-4でやると平成19年までは現在の石狩市議会議員は26人と、その合併した期日から50日以内には、浜益村、厚田村の1~2人ということで、30人以内であれば2人ずつということでございますので、この方が合併するメリットといえますか、そういう面では一番ベターなのではないかということ、前回申し上げましたけれども、今もそのように考えております。

熊倉委員長：ありがとうございます。先にご発言がございましたら、挙手願いたいと思えますけれども、はい、高田委員。

高田委員：高田でございます。私のところも、全体で結論を見出すような話し合いはしておりませんが、あくまでも、委員としての考え方を言わせていただきます。今、後藤委員が言いましたように1-4のパターンも視野に入れながら、これから、侃々諤々の議論をしていきたいと思っております。それから、プラス、3と5のパターンを言われましたけれども、物理的に今の石狩市の議会では議席を作るのに、36までしか作れない。19年の5月まで石狩の選挙まで石狩市議会議員が50人ということになりますと、定例会等、物理的に無理ではないかと思えますし、今後、そのようなところを議論して煮詰めていきたいと思っておりますし、また議員報酬の件ですけれども、19年5月まで、1億1,552万ですか、やはり、議員報酬が増えるということでもって、この議員報酬に限っては、合併特例債が使えないということで、一般財源からということになりますので、なかなか石狩市民の感情としては、理解、コンセンサスをいただけないのではないかと思いますので、まだ時間が有り余っているわけではないのですけれども、この辺につきまして、残された時間の中で、厳しい議論をしながら、まとまっていければなと思っております。そうでないと、今、実際、全国でまだ確認はしておりませんが、ちゃんちゃんと今言ったような3と5のパターンで19年5月ですか、50人の市議会議員でもっていくと、やはり、リコールや訴訟が起きていますので、そのようなことも考えながら、議論していただきたいと思っております。以上です。

熊倉委員長：今、かなり突っ込んだお話を聞かされているわけでございますけれども、厚田村の成田委員はどう思われますか。

成田委員：今、阿部委員からお話がありましたように、ほぼ、阿部氏と同じ考えであります。ただ、これも編入合併ということで決定されておりますので、そういう方向の中でしか、おそらく議論できないのだろうと思っております。ただ、今浜益村、石狩市の委員の方から、リコール

というような大変厳しい話も出ておりまして、そういう部分になれば、戻る話をしたら、非常に厳しい話になるわけですが、そこまで突っ込んだ話になりますと、果して編入合併そのものが良かったのだろうかという議論に戻らざるを得ないという考えであります。何故かと言いますと、新しい市、これが石狩市になると思いますけれども、いずれにしても、新しい市になるわけですから、仮に阿部委員の言っているパターンにしても、高田委員のパターンにしても、新しい市の中での市民から、得られたものではないというふうに私は認識しているわけです。新しい市の中で選任された議員ではないわけですから。そういう意味では議論が厳しくなれば、この編入そのものの考え方というか、これもやっぱり戻らざるを得ないというふうに考えております。以上です。

熊倉委員長：はい、分かりました。言っている意味は私もよく承知しておりますので、その点は委員の皆さんも踏まえながら、また、それにこだわることもなくという言葉も付け加えまして、伊藤委員、どうでしょうか。

伊藤委員：私は、前回は述べさせていただきましたけれども、ここのパターンで言いますと、パターン3が一番良いのかなというふうに思います。この委員会の中で、パターン1 - 4、2、3とある中で前回は申し上げましたけれども、その、今この議事録にちょっと目を通したのですけれども、浜益村、厚田村の全員の50名が、人数的に云々などということは、物理的なもので解消できるものでございますので、合併というのは基本的に、3つの市村が気持ちを1つに持って新たに作るというパターンでいくべきだと思っておりますので、その辺は解決できると思います。それで、パターン3及び5という部分を生かして、なおかつ、厚田選挙区、浜益選挙区、これを2名ずつの選挙区、つまり特例の中では28名を限度とっております定数を30まで持つていくことはできないかと、私はそういうふうに主張したいと思っております。最初の合併までの2年間については、全員で入りまして、その後の選挙において、現在では石狩選挙区26、厚田選挙区1人、浜益選挙区1人というのを上限2名を増やしていただき、30までの上限を持っていただいて、厚田村、浜益村それぞれ2ずつに、その部分について前回は質問いたしました。ここで、その議論ができるのかできないのか。合併後のことについて議論しているのであれば、この小委員会ですることができるというふうに思うのですが、その辺を事務局に確認していただきたいと思っております。

熊倉委員長：分かりました。話の途中でございますけれども、事務局の方から説明をいただきます。

工藤事務局長：ご説明いたします。合併特例法、今の在任特例のその後の、もう1回ということでパターン5のことだと思うのですが、在任特例は合併特例法の規定でございますので、それを採用した場合に残された道というのは、パターン5しかございません。その場合は人口比例ということになりますので、28の定数しか設けることができない。30に持つていくということは、それは在任期間中の在任特例で50名の議員が集まった中で定数をどうするかということで、合併協議会として特例を採用する場合については、パターン3を選んだ場合はその後のもう1回となれば、パターン5ということで、定数については、現行の定数、石狩市26に人口比例をした1、1を加えた28としかでき得ないということでございます。それをする場合については、例えば、合併して市議会として50人の議員の中で、その議会の中で、次の一般選挙の定数を定めようということになります。

熊倉委員長：暫時、休憩いたします。

(休憩)

熊倉委員長：それでは、引き続き会議を再開いたします。次に、浜益村の佐々木委員、よろしくお願いたします。

佐々木委員：先程羽立委員からお話がありました。特別委員会の中では羽立委員がおっしゃった通りでございます。その中身としては、いろいろな議論がありました。いろいろなパターンがあり、1人区の場合はどうなるのか、浜益村のへき地の繁栄ができるのかどうか、このようなご意見もございました。そのようなことから、パターン5で、2年間はしっかりしたものを作っただけ、そしてその後は一般選挙でも良いというご意見もございました。

熊倉委員長：残りは一般選挙でもいたしかたないと、こういう考え方でございますか。

最後に委員で聞いておりませんが、酒井委員でございますので、酒井委員、よろしくお願いたします。

酒井委員：最後残ったのは残念なんですけれども、非常に議員が多い中の委員会で、私としては非常に難しい判断でございまして、私は経験をしておりませんが、議員の方々は、非常に大変な思いでこういう席にいらっしゃいますから、一概に定数を簡単に削減するのは、ちょっと気の毒に感じておりますし、かといって50人でやるのは、住民の理解を得られるのかなというようにも思いますし、非常に迷っております。できれば議員同士でもっとお話をさせていただいて、どれが一番譲れるのかなという、そんな意見が出ていただければ、私としては大変助かるのですが、自分の立場も考え、そして一般住民の方々の同意を得られる方法というのを何とか議論して詰めていただきたいと思いますと考えます。結論は出せないのですが、よろしいでしょうか。

熊倉委員長：委員の皆さんで、今までのそれぞれの議論を聞いていて、更に質問やご意見があるという方は、ご発言をお願いしたいなと思っておりますけれども、はい、伊藤委員。

伊藤委員：今、良い資料をいただいたので参考までにとお思いまして、釧路のことなのですが、釧路地域6市町村合併協議会の行財政小委員会は、26日に2年間は全ての現職市町村議が残留できる在任特例を採用したと。108人だということでございます。50人が決して多いと言える数ではないのかなという気がいたします。そのことから、例えば本会議においての場所というのは、時間的な部分は限られていると思うんですね。各小委員会なり、おそらくそのような委員会審議になるでしょうから、そうすると50人がにわか作りでも、一堂に会してそれぞれ歴史のある村、まちを1つにするのであれば、2年間位は、せめてお互いの言葉が行き来できるような、特色あるなまり言葉で話せるような場は必要なのではないかと思っております。この部分について、特に最初の2年間については50人を希望し、それ以後については1名ないし2名ではなく、2名を希望したいと思っております。

熊倉委員長：はい、阿部委員。

阿部委員：そもそも、今回の合併というのは、私は端的に国のいわゆる押し付けだと思っております。住民が合意した下で形成されていっている過程を踏んでいるとは思っていないんですよ。やはり、少子化、高齢化、財政的なそういった国の事情といったものから住民が十分に理解し得ないままに、合併問題が進んできているという認識を持っております。その中で、仮に合併という形をとった時に、本当に住民の皆さんが理解して、我々も当然、理解していただけるような行動はやらなければならないという責任はあります。ですが、はっきり言って、ごく一部の方を除いたこの3市村の住民の方々は、国がそのように決めているのだからしょうがないだろうと、しぶしぶ嫌々という感覚で私は模様眺めしているのではないかと。そういった時に、厚田村にして

も、浜益村にしてもそれなりの歴史、文化を持った地域柄だと思います。その3市村が1つになるといったときに、それぞれの地域の住民の思いが新しい新市に対して、どこまで届くのだろうか。それを、1人ないし2人の、まあ、行政マンも当然移動しますから、そういった部分での繁栄もあるかとは思いますが、やはり最終的には議会で議決されて決まるということになれば、それぞれの出身母体の地域の意見というものがどれだけ。まして、今回3市村の議員数が拮抗した形ではないですよ。圧倒的に石狩市が多いわけですよ。今の段階では、浜益村、厚田村は1人ずつですからね。しかも、ずっとその50人が続くわけじゃないでしょう。石狩市議会議員の任期までの2年間でしょう。私はその2年間でも少ないと思うわけですよ。やはり、それぞれの厚田村、浜益村から選ばれた人が行って、2年間で土壌を慣らすというか、道をつけるという役割というのは相当大きいのではないかなという思いでいます。ですから、今伊藤委員もおっしゃいましたが議場が狭くて入らないというのは、論議の他ですよ。本会議というのは何処でも、何処でもというのは語弊がありますけれども。それと2年間分の歳費が1億数千万上乗せになり高くなるというけれども、私はそれよりも、私達の気持ちを届けて欲しい、こうして欲しいという地域の人達の思い、願いの方がその代償よりは高いという気がします。これは私の私見ですけども。ですから私はあくまでもパターン3で是非いただきたいと思います。

熊倉委員長：いろいろ、ご意見が出ているわけでございますけれども、本日、石狩市の女性の委員2名が、1人は公募委員でございまして、1人は学驗の委員でございまして、所用あって欠席という形の中で、この方のご意見が酒井さんと同じような意見なのか、高田さんのような意見に傾くのか、ちょっと私もその点は未知数だなと思っております。いずれにしても、私は私見を言うわけではございませんけれども、相当やはり、各々、四国とか、清水とか静岡かな、そういういろいろな部分でもあるのですけれども、いろいろな形の報酬で例えばやってみたとか、それから先程誰かが言っていたように、逆にリコールが起きているとか、そういうこともあるという部分も。それから、今伊藤委員が言われるように、すぐ近くの釧路は人口の比率もあれですけども、108名という形というように、皆さんがどうしても結論を出すということであれば、いたしかたないのでございまして、今、酒井委員が言われていたように厚田村、浜益村が後藤委員を除いて議員で決めて欲しいというお話がございまして、なかなかそういうわけにもいかないのではないかなと思っているわけでございます。もし、まだまだいろいろな意見が伸張するような意見がございましたら、ご発言をお願いしたいなと思っているのですけれども、後藤委員はどうでしょうか。

後藤委員：合併して2年間は全議員でやりたいという、この意味は大変重くて大きい意味なんですよ。だけどそれ以後は2名ということが議会で決定した場合には、その間で果して、その2名が浜益村、厚田村の増員が2名ということで詰めれば良いのですが、それがもしなければ、浜益村、厚田村は1名ですよ。26対1であれば、石狩市議会議員の方も合併したんですから、1つのまちということで、おらかな気持ちで見れば良いですけども、そうではないのだとしたら、1人が2人の議員となると、また心強い話もできるのではないかとということで、私は、適用しない場合の増員2名ということで提言しているのですけれども、伊藤委員さん達の言うように、合併した後平成19年まで2年間は50人全員でやっていけると、その後2人が増員ということであれば私もこのパターン3よりパターン5に賛成したいのですけれども、それが、果して議会決定ができるかどうかという懸念があるので、私はあくまでも、最後の2名は浜益村、厚田村から出してもらいたいと、村民の意向としてはそういうふうには持っていったら良いのでは

ないかという意向なんですよ。

熊倉委員長：後藤委員からは、新市の議会で、その後の2名とか1名の保障が、まあ1名は必ずなんですけれども、2名の保障ができるかどうかということが不安だという意見が出されているわけでございます。私もやはり、新しい議会で議決をしなければ、その確約は得られないわけですから、その点あたりも非常に未知数ですよ。そういうことも含めながら、また、もし休憩の中でディスカッションしたいのであれば、ここで休憩をしてみても良いのですけれども。はい、成田委員。

成田委員：1つだけ、ちょっと聞きたいのですが、この小委員会の今の部分なんですけれども、最終的な決のとり方といいますか、まとめというのは、委員長、どんなふう考えているのか、まず、教えていただきたいと思うのですが。

熊倉委員長：私ども、正直言って、私個人の考え方も挟まると思うんですけれども、委員長としては、本日は結論を出す気持ちがないというのは、私どもの、学識経験者と一般公募の委員さん、特に女性の委員でございまして、その方々の意見も聞いておりませんし、石狩市自体が、浜益村のように、ちょっと協議会のようなものを作って地元で相談していれば、まだ形としては見えるわけなんですけれども、石狩市では全然、そういうことはしておりません。そのようなことで、私は、本日は先程も申し上げましたように、本家の合併協議会でも、防災面で持ち帰りというような部分もございまして、もう一度やはり、地元を持ち帰っていただいて、議論を踏まえて持ち帰っていただいて、そして、年末か年明け位に結論を見出した方が良いのではないかなと、その間まで、今皆さんの意見を聞いていた段階の中では、あと小委員会は開催する必要はないのではないかと判断しております。もし、何か異論があれば、ご意見をいただきたいと思っております。

成田委員：今日はこういう形になるというのは大体想定もしていたし予測もしていた。ただ、これが詰まった段階で、年末なのか年明けなのか分かりませんが、小委員会が再度行われて、それぞれの市村の選ばれた委員さん方が一致した意見だと、すんなり事が運ぶと思うんですよ。これが1つでも、どうもそれには納得できないというような、例えば行政全体が、厚田村だったら厚田がそういうのは無理だというものができたと想定したとしたら、この委員会としては、どういう取扱いになるのかなと、先のことまで、考えなければならない・・・

熊倉委員長：はい、ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩)

熊倉委員長：再開いたします。私の考えといたしましては、多数決の原則に基づくわけではございませんが、今日のいろいろな意見があったものをまた地元を持ち帰っていただいて、そして次の段階では、私は雰囲気としてはまとめていきたいなと。しかし今度、本家の合併協議会がございまして、そこでまた経過の報告をしなければならないということもございまして、その中でやはり今日の雰囲気としては、合併特例の2年間在任という部分が主要を占めているというふうに私は今のところ判断しているわけなんですけれども、ただ私、石狩の委員2人がどのような発言があるのか、これが非常に微妙でございますので、なかなか、どちらが良いということではできないと思っております。しかし、最終的にはやはり、多数決の原理も使わざるを得ないのではないかと考えております。雰囲気では、私の言っていることは分りますか。概ね、今日の意向としては、かなり2年間という部分の流れが来ているなというふうに委員長としても判断しております。

成田委員：最終的に決を取るのかどうするかというのは、まあ、そういう方向にも行くのかも知れない。ただ、始めの新設と編入の時にいろいろな議論があって、持ち越して浜益村で行われ

て、新設だという、そういう部分も少なくはなかったと思っている。その時に最終的に3首長、協議会の会長と副会長が揃った中で、たかだか2～3分という中で方向性みたいなものを雰囲気の中で出したんだけど、その進め方にもちょっと疑義を持っているというか、本当に新設だと頑張って主張している人が何人かいたにも係わらず、編入の方向で取りまとめをしてしまったというか、少数意見を無視した形の中でこれが進められたというか、だから、あまりそういうことのないように、新設だと言っていたその方々の気持ちというのは、あの場で「新設にすべきだ。」と言えないような雰囲気作りをしてしまったのではないかなと。これは、全く私の思いの中で今しゃべっているわけですから。他の方は違ったふうに思っているのかもしれない。私はそう思っただけで。だから、そういうことがあったとしたら、かなり厳しい小委員会になるのかなという、こんな思いだけはくみとっていただきたい。

熊倉委員長：分りました。高田委員、何かございますか。

高田委員：今、成田委員がおっしゃったようなことは、いろいろな考え方もあって、良いと思う。だけど、成田委員が言っているのは、後戻りの意味で、全体会議の中で編入合併と決まった後の、この小委員会で、そうでないと、方向性が決められないとこの小委員会はできないということをおっしゃっていましたよね。それで、あの3点セットが決まった後で、第2回の小委員会が開かれているわけですから、それを決めないとできないというそういう意見もありましたので、私は後戻りの考え方でなくて、これから合併したらこういうまちづくりをするんだ、こういう形になるんだという先を進めていった方が良いと思うんですよね。ですから、私が先程言いましたように、50人が絶対だめというわけではなくて、議論をするべきだということを言っているんですよ。それから、議員報酬の面でも、いろいろな方法があるんですよ。今の石狩市議会議員の報酬に合わせることもないし、例えば函館方式、榎法華だとか戸井町のように各町村の議員報酬に合わせて、まあ実際、函館の市議会議員は51万ですか、それに合わせないで、そういう方法も議論の中にはありますので、やっぱり、皆さんが納得して結論を出せるような形を議論していきたいということを私は言っているんですよ。ですから、石狩市の考え方が絶対こうだということを言っているのではなくて、いろいろな議論をしながら、その中で苦渋の選択もあるでしょうし、そういうことをやっぱりしていきたいということを言っているわけでございます。

熊倉委員長：はい、成田委員。

成田委員：私は別に、石狩市を攻めたり、その意見がどうだとかというのではなくて、思いというのは同じで、やはり対等に議論をして、なるべく理解をした中で、良い新しいまちづくりをしていきたいと思っておりますので、その思いは同じです。誤解をされては嫌なので。そういう思いであることだけは認識をしていただきたいと思います。この合併協議会そのものについてですけれども、私自身の発言が、後戻りという形の発言になるのかと思います。しかし、この合併協議会というのは、合併を前提としない協議会であって、合併を前提とした協議会ではないということ、私、初めて後段の方でこれを聞きましたので、あまり理解に苦しんだ。これが、本当に正しい日本語かどうかというのは非常に疑義を持っているんですよ、今でも。ただ、同じ委員の中で、対等に議論をしてという中で、やむを得ないのかなという考え方でありますけれども、全く前提としない協議会というその進め方自体が、ちょっと私は疑義を持っている。そうであれば、絶対的でないわけだから、新設だとか、編入だとかということに係わらず、後戻りすることがベターだと、そういう見解もあり得ると思っておりますし、例えば後戻りすることだって私はあると、個人的にはそう思っております。それが無いのであれば、私は1人でやっているわ

けではないですから、あるのかも知れません。私としては、そういうこともまんざらゼロではない。いろいろな議論を交わした中で、どうしても、やっぱり戻らなければいけない事態が発生することも想定はできるのかなと、こんな思いを持っております。

熊倉委員長：はい、高田委員。

高田委員：今、成田委員が言われたとおり、後戻りではなくて、これは合併を前提としない協議会ですから、最終的には議会決議が必要なわけですから、3市村の各議会で最終的には議決する案件ですから、やっぱり議論するだけして、これはどうにもならないというのであれば、そういう議会の議決も結果として出てくることもあり得ると思いますので、それまで、私はプロセスをやっぱり大事にしたい、どんな議論をしたのか。何もしゃべらないで、しゃんしゃんしゃんと決まっていくのではなくて、どんどん議論をしていきたいと思っております。

熊倉委員長：成田委員、高田委員がおっしゃられるように、田岡会長としても、結局何も議論をしないで、研究も検討もしないで、ただ年月を過ごすのかということで先程微妙な言葉の部分、私も本当に成田委員と同じです。理解に苦しんで、最初大分迷ったんですけども、簡単に言えば、要は検討もしないで、ただ時期を過ぎて良いのかということで、するにしましなくても、やっぱり研究をしよう、お互いにやってみようということで、このテーブルについているのだらうと思います。いろいろご意見が出ましたので、誠に本当にありがとうございます。私も判断しているのですけれども、ちょっと、皆さんの意見を事務局の中でどのように構成、色分けをしているのか、5～10分位、暫時休憩をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ただ今、事務局でいろいろご意見を振り分けた結果、パターン3とパターン1-4で意見が分れているわけございまして、パターン2の部分につきましては、選択肢としないということで、ご異議はございませんか。

(「異議なし」との声)

熊倉委員長：異議がないようございまして、パターン2は選択肢としないことに決定をいたします。もし、ご意見がございましたら、受け賜りたいと思っておりますけれども、なければ次に進みたいと思っております。それではないようございまして、当委員会としての定数及び任期の取扱いについては、次回までの継続とさせていただきます。ただし、先程申し上げましたようにパターン3とパターン1-4との両方で、また持ち帰っているいろいろ審議をしていただきたい。そして、また持ち寄っていただきたいと思っております。そのようなことでよろしいですか。

(「異議なし」との声)

熊倉委員長：それではそのように執り進めさせていただきます。異議がないようございましたので、それでは次回までの継続といたしますのでよろしくお願いいたします。

当初は議会議員の身分について方向性を見出した後、農業委員会委員の身分について協議をすることと確認しておりましたが、本日まだ時間もありますので、農業委員会の協議に入ります。よろしいですか。はい、伊藤委員。

伊藤委員：議会議員の定数及び任期の部分を開じるというのであれば、先程、ある委員さんから歳費の話が出たと思うのですが、この部分の取扱いは、この小委員会として、ただの意見としてそれをうかがっておくだけにとどめておくのですか。それとも、我々も関係してくる話なので、正式な題材として取扱い、その辺も今後継続してやるのか、ちょっと教えていただきたい

いと思います。

清水事務局次長：ご説明させていただきます。議員の報酬をどのような取扱いをするかという問題につきましては、在任特例を適用した場合、つまり50人を適用した場合と深く関わりが強いことから50人である在任特例の分が次回の継続と協議の1つとなっておりますので、その部分、報酬の部分の検討につきましても継続となっているものと理解していただきたいと考えております。以上でございます。

熊倉委員長：はい、伊藤委員。

伊藤委員：よろしいですか。先程委員長が、大体方向性が見えてきたのかなというニュアンスの中で話された部分ですから、ちょっと今とはニュアンスが違うのかも知れませんが、この次は年末、若しくは年明け位に結論を見出せるような形の中で、この小委員会を開催したいと、こう小委員会の流れをおっしゃったと思うんですね。その時にその議論で、歳費の部分を議論して良い話になるのか、もう1回持ち帰って話をしなければならないという話も出て来ると思うんですね。大体の流れが1 - 4の場合と3の場合とに分れていて3の場合の意見の方が私は多いような気がするのですが、そうなった場合に必然的に歳費の部分、この次結論を見るということではできないと思うのですが、今触れておかなくても結構なんですか。

熊倉委員長：その部分については、伊藤委員が今おっしゃられる分の歳費については、再度次の委員会でまた議論が集中した場合、やはり持ち帰って検討するという部分もいた仕方ないのではないですか。

伊藤委員：もう一度、小委員会で

熊倉委員長：もう一度。

伊藤委員：それであれば結構なんですけれども、先程の示されたパターンのいろいろな事例の話の中では、どうしても我々とか浜益村の村議会議員の話が云々という歳費の部分で云々という話になると思うんですね。函館の例にしても、石狩市議会は触れない、厚田村、浜益村の議員の歳費に触れると、こういうことになると思うんですね。石狩市にはそれは問題ないような話になるのかも知れませんが、我々には我々なりの影響を持って来る話なんで、こういう話をあまり具体的にするのは、いささか気が引けるんですけれども、示さなければならないのであれば、我々もきちっと示していかなければならないので、この次、もう1回、まだ時間を持つてくるというスケジュール的に、まだ余裕があるよということであれば結構です。

熊倉委員長：これはいた仕方ないと思いますよ。もし、そういう形の中で在任特例が2年間使うということになって、次の段階を今言われている部分でございますので、審議が延びるということもあり得るといふふうに理解して結構だと思います。

伊藤委員：分りました。

農業委員会委員の定数及び任期

熊倉委員長：そのようなことでよろしいでしょうか。その他にご意見はございますか。なければ、先程申し上げましたように、農業委員会委員の協議に入らせていただきます。次に農業委員会の定数及び任期についての協議に入ります。前回、資料の説明を受けておりますが、今回時間も経っておりますので再確認の意味を含めまして再度事務局より説明を受け、協議に入りたいと思います。事務局、説明を願います。

中村調整班長：農業委員会の定数及び任期につきまして過去2回の会議で説明した内容と繰

り返しになりますが、前回第2回の会議で配付しております資料2を使いまして説明させていただきます。

この資料は編入合併のみに関係する部分の説明資料となっております。3ページから説明いたしたいと思います。委員会設置形態でございますが、1市町村、1委員会が原則であります。しかし、3市村の区域面積は720平方キロメートルとなりまして、240平方キロメートルの基準を大きく超えていることから、2以上の委員会を設置することも可能でございます。委員会の設置数によって制度の内容が異なってきますので、最初に検討していただきますようお願いいたします。

4ページになりまして、具体の制度内容に入っていきわけですが、基本事項としまして農業委員会委員には、選挙による委員と団体からの推薦など選任による委員とに分けられます。合併特例法により特例措置が講じられておりますのは選挙による委員の身分についてのみでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

1つの委員会を置く場合から説明いたします。まず、パターン1-3本則でございますが、委員の任期中においては定数や選挙区の変更はできません。従いまして合併後最初の一般選挙からの適用でありますので、平成17年7月19日までは厚田村及び浜益村から選出される選挙委員は不在ということになります。次にパターン1-4在任特例でございますが、合併の期日において厚田村と浜益村の選挙委員の身分であるものは協議によりまして40人以内で、引き続き石狩市の委員として残任期間に限り在任することとなります。この協議で定める40人以内といいますが、編入される側の選挙委員の数ですので石狩市の12名は含まないで考えることとなります。つまり厚田村と浜益村の2村地域において40人以内で定めることができるということになります。ただ現時点では2村の選挙委員の合計が19人でありまして、その19人が最大値ということになります。表の中に農委法定数範囲内という言葉がありますが、7ページをご覧くださいなのですが、7ページ下段、施行令第2条の2の表の区分で1というのがあります。その中の、農地面積が1,300ヘクタール以下ということで3市村は農地面積4,299ヘクタールですので該当しませんが、基準農業者数は1,100以下という基準ですけれども、3市村は776件ですので、このに該当しますことから、定数の基準は3市村が合併した場合でも20人以下ということになります。

5ページに戻りまして2以上の委員会を設置する場合がありますが、2以上設置する場合には編入合併であっても、新設合併とみなした考え方となります。合併前の市町村の区域を区域としない場合がございますが、先にパターン2-2の在任特例を説明いたします。2つ以上置いたそれぞれの委員会において、選挙を伴わず10~80人以内の選挙委員が1年以内の期間に限り在任することができます。定数におきましては3市村の選挙委員の合計が現時点では31人おりますが、その31人を適切な方法で按分し、各委員会へ配分することとなります。この在任特例を適用しない場合がパターン2-1在任特例非選択になるわけですが、これは3市村の委員全てが身分を失います。そして2つ以上置いたそれぞれの委員会において設置選挙を行うこととなります。次に合併前の市町村の区域を区域とする場合でパターン3-1農委法の特例を適用した場合ですが、合併前のそれぞれの委員会がそのままの状態で存続するものでありまして、選挙委員、選任委員共に現状のままということになります。以上で資料の方の説明を終わります。

熊倉委員長：事務局の説明が終了したので、これから協議に入りたいと思っております。議会議員の定数及び任期と同様に場合分けを行ってまいりたいと思っております。始めに農業委員会の数をいく

つにするかでございますが、3市村で1つ置くのか、2つ以上の委員会を置くのかについてご意見がございましたらお伺いをいたします。はい、伊藤委員。

伊藤委員：私は、1つの農業委員会を置くというのがやはり理想的ではないかと思えます。2~3つ置けるとしましても、とらない方がよいのではないかと思えます。ですから、1つの農業委員会を置く、その中でも4パターンありますけれども、これの方でやったら良いかと思えます。

熊倉委員長：今のご発言は確認をいたしますが、農業委員会は3市村で1つの委員会を設置するという確認でよろしいですか。はい、もしその他のご意見がございましたら、はい、後藤委員。

後藤委員：私は議会と違ってこの農業委員会というのは農地の番人と言われておりますよね。そういうことで1つになった場合に石狩市の委員さんが浜益村の農地、また、厚田村の農地について売買だとか、仮に今問題になっておりますけれども、産業廃棄物の投棄などといった問題もありますけれども、何処までが農地で、何処までが山林という範囲が石狩市の委員さん方、厚田村の委員さん方が浜益に来て分りませんし、また浜益の委員さんが厚田村の農地でも、これは農地なのか宅地なのかという判断が全く区別できません。農地の番人と言われる農業委員さんは仮に1つになった場合に各地域の農地が、番人のいない状態になるので、私はこの各地域、今までのこのパターンでいうと2以上の農業委員会を置くということで各地域に置くべきだという判断をしております。

熊倉委員長：確認をいたしますけれども、後藤委員は2つ以上の農業委員会を置くべきだというご意見ですね。その他ございますか。佐々木委員どうでしょうか。

佐々木委員：農業委員会は私は1つで良いと思っております。しかし、その中で、委員の定数を各厚田村、浜益村、石狩市、それを分配して丁度良い定数となると、浜益村には浜益村なりの委員がおられて、その内容的なものを持って行って石狩市で委員会に臨むということで良いのではないかと私は思っております。

酒井委員：1つでも、各地域に委員を置くことができるので、最初の伊藤委員がおっしゃったように1つで良いのではないかと思います。

熊倉委員長：はい、その他、阿部委員どうですか。

阿部委員：私もやはり原則どおり、1市町村に1委員会で良いのではないかと思います。

熊倉委員長：そしたら2つ以上の委員会が良いということですか。

阿部委員：いやいや、ごめんなさい。新市に1つということでございます。

熊倉委員長：新市に1つですね。成田委員さんもそうですか。

成田委員：同じです。

熊倉委員長：高田委員はどうですか。

高田委員：今言われたように、後藤委員は各番人と言っておりましたよね。各委員が、各地域に配置できますので、その辺は農地だとか宅地だとか、1つの農業委員会でも視察のようなこともできますので1箇所が良いと思えます。

熊倉委員長：はい、最後に、羽立委員はどうですか。

羽立委員：この問題は私なりに考えると1つでも良いと思えますけれども、内容としましては、やはり、浜益村は浜益村の農地の問題ですから、浜益村の委員をあてるように、厚田村には厚田村の委員をあてるような方向付けをしていただければ、1つでいいと思えます。以上です。

熊倉委員長：概ね、各委員さんのご意見をいただきますと、体制が新市1つの農業委員会で良

いのではないかというご意見でございますので、後藤委員、1人だけ意見が違うわけですが、更にご意見がございましたら、ご発言願います。

後藤委員：石狩市の定数12人の他に、平成17年7月20日ですか、法定数の範囲内で、増員数が1～8人と謳っておりますけれども、20人となれば、ここに8人という数字があてはまるんですけども、これは、頭から8人と見て良いんですかね。こういうものがはっきり8人となれば、その内訳として、浜益村が4人、厚田村が4人という内訳も、これ決まってないのでしょうか。決まっているのであれば、私も農業委員1つというので良いと思うんですけども、この辺がはっきりしていなければ、やはり、さっきの1地域に1農業委員会ということでしたらと思うんですけども。

熊倉委員長：はい、分りました。事務局から、今の点について説明させます。

清水事務局次長：私の方から説明させていただきます。ページ数、その資料2の6ページ、参考ということで、関係法令抜粋というのがございます。ちょっとこちらの方をご覧になっていただきまして、その第7条、選挙による委員というのがございます。ここで書いてあることですが2行目に「その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定め」と書いてあります。先ほど政令基準を担当が説明したように、20人という形になってきます。そうしますと20人の中の範囲で条例で定めるという形になっておりまして、各市村で12人、9人、10人と定められていると理解しております。今後新市における条例で定めることも、つまり在任特例をとった場合については、先ほどの議会と同じように、その期間中、次の選挙の期間中までに条例で何人増やすか、一杯一杯の20人にするのか、いろいろな計算方法によりまして複数2、2や3、3や4、4など増やし方がありますが、そういったことを決めていただく形になるかと思えます。ただ、農業委員会委員の場合の特例につきましては、定数特例というものはありません。ですからいきなり1つの農業委員会を置く場合につきましては、在任特例を適用しなければ次の一般選挙、つまり平成17年7月19日までに選挙をやるときがありますが、それまでは厚田村や浜益村の委員は新しい農業委員会の中に入れないことになってしまいます。その期間でまた定めていかなければなりません。在任特例をとった場合につきましては、40人以内で在任を決めると、実際に厚田村と浜益村で19人ですから、そうしますと19人がそのまま入る形におそらくなると思われるんですけども、そうしますとその中の状態で次の選挙まで農業委員会に参加できるという状況が発生します。そしてその中でその後の定数をどうするかということが新市の議会でお話しできるという形になるかと思えます。このようなご説明でよろしいでしょうか。

熊倉委員長：どうですか。後藤委員どうぞ。

後藤委員：そういうことであると、皆さん1つの農業委員会を置くというほうに同意するようですけども、仮に17年に合併しますよね。19年までは厚田村と浜益村の委員は1人もいないんですよ。2年間は、…勘違いした。7月19日までだ。

ただ、条例で定めるというんだけど、先ほどの議会と同じで定めれるか、定められないかという。

熊倉委員長：それでは、ちょっと詳しく事務局の方から更に詳しく説明願います。選挙区の問題ですから。

中村調整班長：選挙区の関係について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。例えばですねパターン3-1で農委法上の特例を使って石狩市、厚田村、浜益村にそれぞれ

委員会を置く場合は、現状のままでいいんですが、1つの委員会に統合してそれぞれの地域にちゃんと委員を残して欲しいということで、手当をするならば1番下に記載しておりますが選挙区の設置基準というのがあります。原則1つの委員会に1つの選挙区となっておりますが、ただし、次の基準を満たしていれば可能ということで、全選挙区につきまして区域内の農地面積が500ヘクタール以上、または基準農業者数が600以上ということで、全ての選挙区についてどちらかを満たしていれば良いということになります。その上にある をご覧いただきたいのですが、区域内の農地面積が500ヘクタール以上ということでこの農地面積の欄を見ますと、浜益村が477ヘクタールでこの基準を満たしていないので、今のままの状態では浜益村の区域だけで選挙区は置けないという状況になりますので、厚田村と浜益村を一緒にして1つの選挙区を置くですとか、そういった手当はとれるかと思えます。

熊倉委員長：おわかりになったでしょうか。そういうことで、農業委員会は私は、あの、違ってれば違っているとご発言願いたいのですが、ほとんど今の状態をある程度引き継いでいかれるというふうに理解しているのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。内容を引き継いでいくということです。

それでは、農業委員会は、3市村で1つの委員会を設置することで確認してよろしいですか。

(「異議なし」との声)

熊倉委員長：はい、異議がないようでありますので、3市村で1つの委員会を設置するものいたします。次に1つの委員会を設置する場合については、パターン1 - 3本則、これは厚田村と浜益村の委員だけが身分を失うパターンであり、今の石狩市の農業委員会委員だけで委員会を執り行うこととなります。また、パターン1 - 4は在任特例であります。合併特例法を適用して厚田村と浜益村の選挙で選ばれた委員につき、協議で定める40人以内の数の委員が石狩市農業委員の残任期間、在任できるものであります。以上の2つのうちから選択することとなります。ご意見があればご発言願います。

(複数者から「在任特例」との声)

熊倉委員長：在任特例を選択する意見が多いようでありますので、在任特例を選択することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

熊倉委員長：はい、異議がないようでございますので、在任特例とすることを確認いたしました。次に在任する人数についての協議をいたします。在任できる最大人数は協議で定める40人以内と定められております。選挙で選ばれた厚田村と浜益村の委員の現在数は19名でございます。人数を決めなければなりませんがいかがいたしましょうか。ご意見があればお伺いいたします。

(複数者から「全員」との声)

熊倉委員長：全員との意見が多いようでございますので、全員在任することで確認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

熊倉委員長：異議がないようでございますので、全員が在任することを確認いたしました。以上で農業委員会委員の定数及び任期についての協議はすべて終了いたしました。再度確認いたします。農業委員会委員の定数及び任期につきましては、合併特例法第8条第1項第2号を適用し全員在任することとなります。また協議会提出の素案につきましては、私、委員長に一任させて

いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

熊倉委員長：異議がないようでございますので、そのように取り計らいます。

3 その他

第4回会議の開催日時等について

熊倉委員長：事務局より次回の会議の開催日時について、報告をいたします。

清水事務局次長：はい、次回の開催日時でございますけれども、今のところ先ほどの協議の中で年末、若しくは年明けということで大体の時期をご指定いただきましたので、それに合わせて皆様の日程等を伺いまして、再度こちらから連絡いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

4 閉会

熊倉委員長：以上で本日の委員会を閉会いたします。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 15 年 11 月 21 日

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

委員長 熊倉正博